

## 大田市告示第132号

大田市放課後児童クラブ整備補助金交付要綱（平成29年大田市告示第96号）の一部を次のように改正する。

令和5年9月21日

大田市長 楫野弘和

第2条第2項中「平成27年7月13日付け府子本第202号内閣総理大臣通知」を「令和5年8月22日付けこ成事第453号こども家庭庁長官通知」に改める。

第4条中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

### （3）職員に宿舍に要する経費

第5条中「及び同要綱第8条」を「、同要綱第8条及び平成30年9月14日付け子第480号島根県健康福祉部長通知「しまね放課後児童クラブ施設整備促進事業交付金要綱」第6条」に改める。

第7条第1号中「放課後児童クラブ整備計画書」を「放課後児童クラブ整備補助金計画書」に改める。

第11条中「放課後児童クラブ整備実績報告書」を「放課後児童クラブ整備補助金実績報告書」に改める。

様式第2号中「放課後児童クラブ整備計画書」を「放課後児童クラブ整備補助金計画書」に改める。

様式第3号及び様式第6号を次のように改める。

放課後児童クラブ整備補助金計画書

市町村名			
施設名			建設(予定)地
工事区分	1. 創設 2. 改築 3. 一部改築 4. 拡張 5. 大規模修繕 6. 応急仮施設設		契約予定年月日
設置主体	実施主体		複合施設 (有・無)
アスベスト対策の状況	アスベスト使用の有無	<input type="checkbox"/> 使用されている <input type="checkbox"/> 使用されていない 事前調査日 年 月 日	工事着工前の必要手続きの予定日 特定粉じん排出等作業届出 工事着手にかかる事前届出 その他( )
	関係法令・必要手続きの確認	<input type="checkbox"/> 確認済みである ( <input type="checkbox"/> 石綿則 <input type="checkbox"/> 大防法 <input type="checkbox"/> その他 )	工事の際の職員・児童の安全確保の方法

規 模 等	整備区分	選 定 額	都道府県補助予定額	補 助基本額	要国庫補助額	複数年事業の場合の出来高		
						年度	%	
構造 RC・W LGS・S 他( ) 階建 建築面積 ㎡ 延床面積 ㎡ ※RC:鉄筋コンクリート W:木造 LGS:軽量鉄骨造 S:重量鉄骨 ①事業費等 (放課後児童クラブの場合) 登録児童1人当たりのクラブ室の床面積 ㎡ (病児保育施設の場合) 事業類型 型	整備費	円	円	円	円	年度	%	
	総事業費 ( ) <寄附金等> < >						計	100%
	対象経費の実支出(予定)額	( )						
	工事区分	対象経費の実支出(予定)額	算定基準による算定額	選定額	特殊付帯工事内容			
	本体工事費	円	円	円	1. 水の循環・再利用 2. 生ごみ等処理 3. ソーラー整備 4. その他 ( )			
	工事事務費	円	円	円				
	賃借料	円	円	円				
	解体撤去・仮施設整備費	円	円	円				
	特殊付帯工事費	円	円	円				
	加算	円	円	円				
	合計額	円	円	円				
②財源	国交付金	都道府県交付金	市町村負担	設置者負担金				合計
				一般財源	特別地方債	福祉医療機構借入金	寄付金その他	
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円

※施設名欄には、施設名の後に、放課後児童クラブの場合は「放」、病児保育施設の場合は「病」を記載ください。  
 ※アスベスト対策の状況欄は整備区分に関わらず、既存施設の整備(解体撤去含む)を行う場合に記入すること。  
 ※市町村負担欄は、設置者が市町村以外の場合に記入ください。市町村が設置者となる場合は、市町村財源分は設置者負担金欄に記入ください。  
 ※①欄の記載について、放課後児童クラブの場合は  
 (1) 公立の場合、「国交付金」、「都道府県交付金」、「設置者負担」欄に、  
 (2) 私立の場合、「国交付金」、「都道府県交付金」、「市町村負担」、「設置者負担」欄に、  
 病児保育施設の場合は、「国交付金」、「都道府県交付金」、「設置者負担」欄に記載ください。

③ 設 置 地 域 の 状 況 等	地域の状況								
	整備理由								
	地元同意の状況								
関連施設等の状況	区分(※)	児童数	児童センター 放課後児童クラブ	放課後児童教室	合計				
	設置地域	か所	か所	か所	か所				
④ 運 営	設置後の運営	職員の配置		登録予定人員		開設時間			
		放課後児童支援員	人	(放課後児童クラブ) ※71人以上は補助対象外	人	平日 ~ (時間)	年間	日	
		ボランティア職員	人	整備後 登録児童数	人	土曜日 ~ (時間)	休所日	( )	
		保育士	人	うち障害児	人	日祭日 ~ (時間)	( )	( )	
		看護師等	人	整備前 登録児童数	人	夏季等休暇期間 ~ (時間)	( )	( )	
		その他 ( )	人	(病児保育施設) 利用定員	人	※放課後児童クラブの場合に記載	( )	( )	
							※放課後児童クラブの場合に記載		
⑤ 用 地 の 状 況	用地の確保	・自己所有地	m <sup>2</sup>	・公社等所有地	m <sup>2</sup>	・民有地	m <sup>2</sup>	計	m <sup>2</sup>
	民有地確保の進捗状況								
⑥ 複 合 施 設 の 状 況	施設種別	施設名	延床面積	工事費	国庫補助額	施設整備補助協議先	補助事業名		
			m <sup>2</sup>	( ) 千円	千円				
			m <sup>2</sup>	( ) 千円	千円				
			m <sup>2</sup>	( ) 千円	千円				
	計		m <sup>2</sup>	( ) 千円	千円				
	共用する設備(室名)								

※③区分：放課後児童クラブ整備の場合は、児童館、児童センター放課後児童クラブ、放課後児童教室について、各欄に記載。  
病児保育施設の場合は、病児保育施設、保育所、その他病児保育事業を実施している施設について、各欄に記載。

大田市長 様

補助事業者名

### 放課後児童クラブ整備補助金実績報告書

大田市放課後児童クラブ整備補助金の交付決定のあった放課後児童クラブ整備が完了したので下記のとおり報告します。

#### 1 整備対象施設の概要

- (1) 施設の名称 \_\_\_\_\_
- (2) 所在地 \_\_\_\_\_
- (3) 事業の目的及び効果 \_\_\_\_\_
- (4) 施設の設置主体及び経営主体 \_\_\_\_\_
- (5) 利用(1日当たり予定)人員 \_\_\_\_\_ 人

#### 2 交付金に係る事業内容

- (1) 施設の規模及び構造
  - ア 敷地面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
  - イ 敷地の所有関係(自己所有地、借地、買収(予定)地の別) \_\_\_\_\_
  - ウ 整備の区分 \_\_\_\_\_  
(創設・改築・拡張・大規模修繕・応急仮設施設整備の別) \_\_\_\_\_  
(加算の有無) 有の場合:加算の名称を記載 \_\_\_\_\_  
(解体撤去工事の有無) \_\_\_\_\_  
(仮設施設整備工事の有無) \_\_\_\_\_  
(特殊附帯工事の有無) \_\_\_\_\_  
(初度設備の有無) \_\_\_\_\_
  - エ 建物の面積 建設面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>、延べ床面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>
  - オ 建物の構造 \_\_\_\_\_ 造

#### (2) 支出済総事業費内訳

- ア 工事費 \_\_\_\_\_ 円 (1m<sup>2</sup>当たり \_\_\_\_\_ 円)
- イ 工事事務費 \_\_\_\_\_ 円
- ウ 加算 \_\_\_\_\_ 円
- エ (小計) \_\_\_\_\_ 円
- オ その他の工事費 \_\_\_\_\_ 円
- カ 解体撤去・仮設施設整備費 \_\_\_\_\_ 円
- キ 特殊附帯工事費 \_\_\_\_\_ 円
- ク 合計 \_\_\_\_\_ 円

初度設備の内容

品目	数量	規格	単価	金額	整備目的及び必要理由
計					

(注) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書を添付すること。

(3) 施工期間

ア 直営・請負の別

イ 内示年月日

ウ 契約年月日

エ 着工年月日

オ 完成年月日

カ 事業開始年月日

---



---



---



---



---



---

(4) 抵当権設定の有無

有 ・ 無

---

(5) その他参考事項

- 1 請負の場合は、工事請負契約書の写  
直営の場合は、支払領収書の写
- 2 工事完了を確認するに足る検査済証の写  
(建築基準法第7条第3項又は第18条第7項の規定による検査済証)
- 3 各室ごとに室名、用途及び面積を明らかにした表  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 4 建物平面図(建物面積を明記したもの)及び立面図  
(交付申請書に添付したものと同一の場合は省略)
- 5 建物内外主要部分の写真
- 6 契約書(又は請書)の写
- 7 検収調書(又はそれに代わるもの)の写

附 則

この告示は、令和5年9月21日から施行し、令和5年4月1日から適用する。